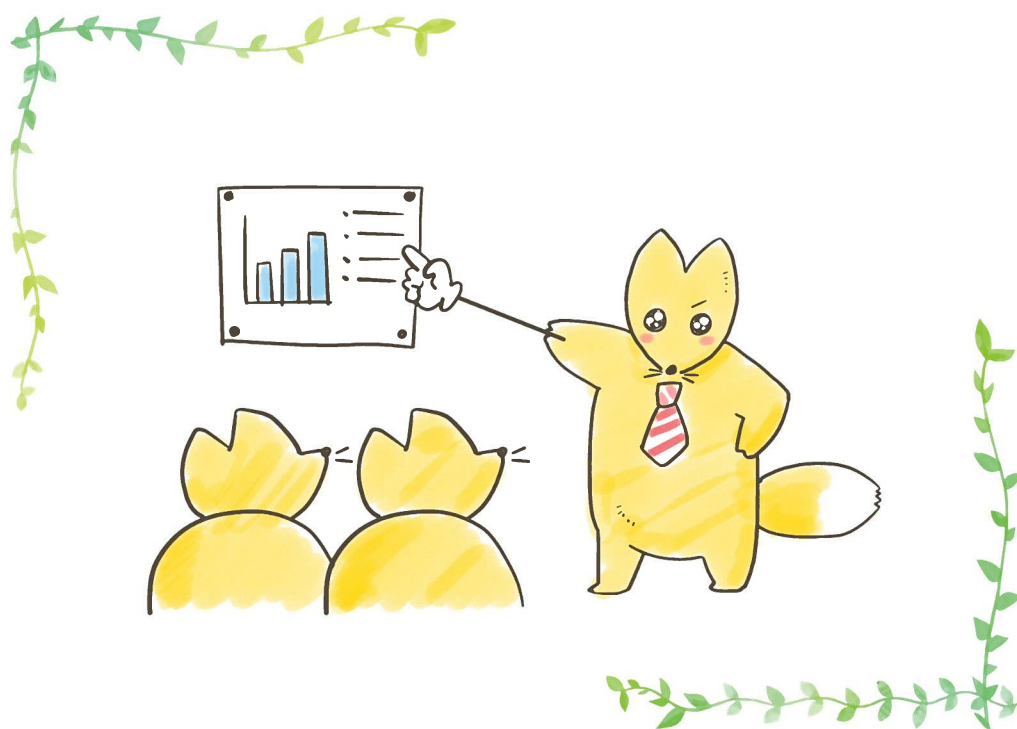


第1章 計画の策定にあたって



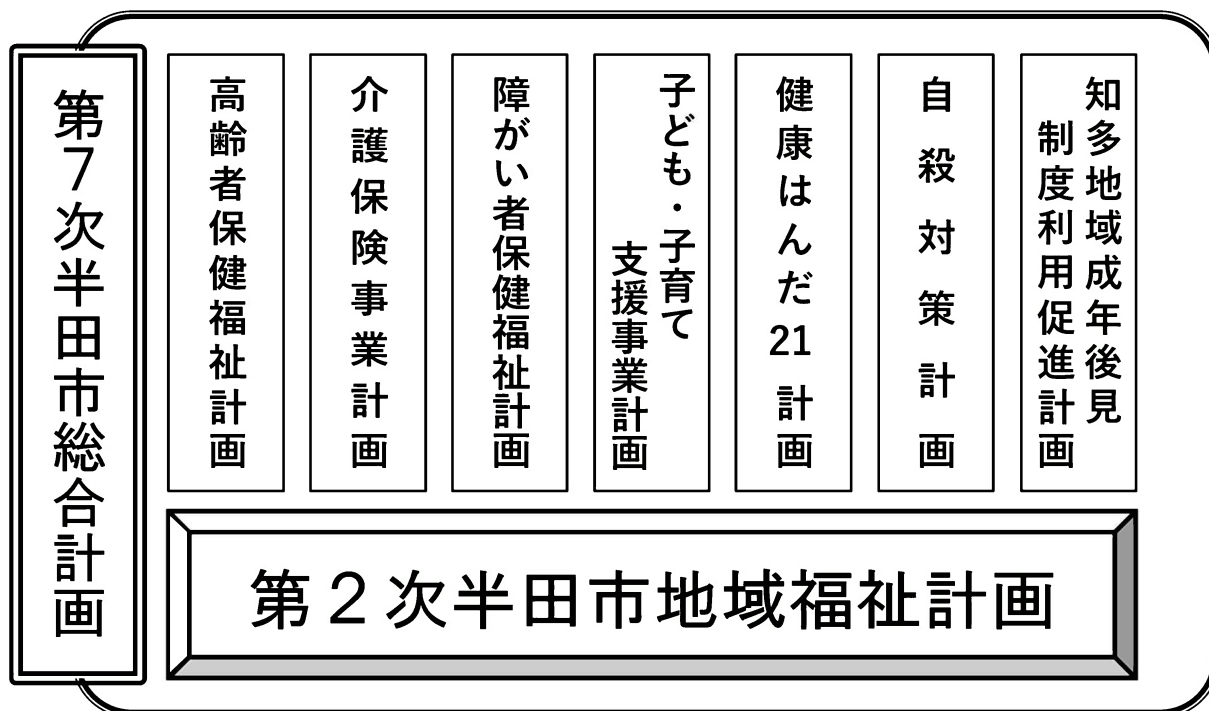
第1節 計画策定の趣旨

平成22年度にスタートした第1次半田市地域福祉計画（計画期間は平成22年度～31年度までの10年間を予定していましたが、令和元年度（平成31年度）に次期計画の策定年度を第7次半田市総合計画の策定年度と合わせるため1年間の期間延長を決定し、令和2年度までの11年間としました。）の期間満了に伴い、これを継承するものとして第2次半田市地域福祉計画を策定します。

これまでに市民のみなさんや福祉活動団体などの関係機関と協力・連携して築き上げてきた半田市における地域福祉活動基盤を継続・発展させるとともに、社会情勢の変化を的確に捉え、新たな課題にも果敢に挑戦していくことを目指します。

第2節 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条（市町村地域福祉計画）の規定に基づき定めるもので、「半田市総合計画」や関連する各分野の個別計画と強いつながりを持ちながら、広い視野で地域福祉の実現を目指す計画となります。



第3節 計画期間

この計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。
 なお、計画の進捗状況の把握と評価、他計画との整合を図ること等を目的として、令和5年度に中間見直しを行うこととします。

計画（年度）	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総合計画												●
地域福祉計画					○		●			●		●
関連する分野別計画	高齢者保健福祉計画				●			●			●	
	介護保険事業計画				●			●			●	
	障がい者保健福祉計画				●			●			●	
	子ども・子育て支援事業計画						●				●	
	健康はんだ21計画					●				●		
	自殺対策計画					●				●		
	成年後見制度利用促進計画				○		●			●		●

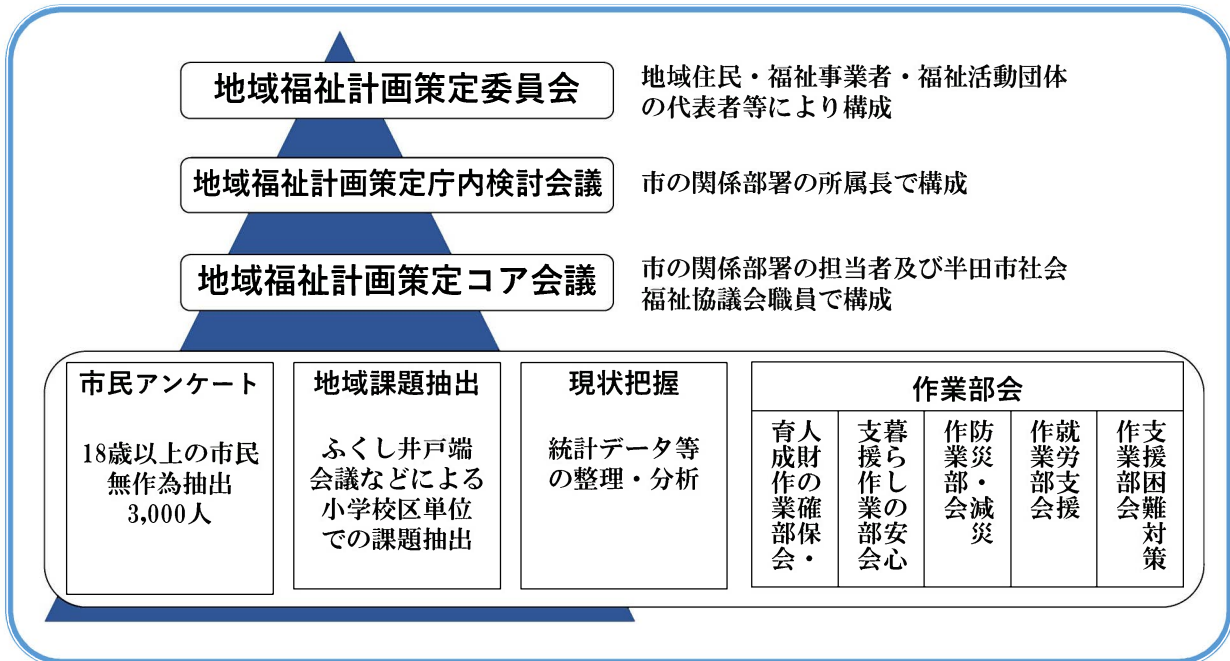
○：現計画の見直し予定年度（※総合計画は必要に応じて中間年度に見直し）

●：次期計画の策定予定年度及び見直し予定年度



第4節 策定体制

この計画は、市民アンケートによる意識調査や、小学校区単位の「ふくし井戸端会議」等による地域課題の抽出、福祉事業者・福祉活動団体等にご参加いただいたテーマ別作業部会による協議・検討を行った上で、「半田市地域福祉計画策定委員会」等による審議を経て策定しました。



コラム

①

半田市内初！地域活動支援センターがオープン！

令和2年7月から、障がいのある方の活動の場として「フリースペース パーチ」を開所しました。ここは、障がいのある方が気軽に立ち寄ることができる「居場所」であり、仲間と共に社会活動へ参加していくための場所です。

現在は、カードゲームや茶話会、季節のイベントのほか、マスク製作等の創作活動を実施しています。利用者の皆さんで企画し、活動をしています。

障がいのある方も、たくさんの人と交流しながら個性や能力を発揮できるよう、どんな人にとっても暮らしやすい地域づくりを目指しています。



☆半田市の方であれば、簡単な登録をすることで、
無料で利用することができます。